	について農林水産大臣の確認を受けたもの（ウからキまでに掲げるものを除く。以下「確認済牛肉骨粉等」という。） サ　（略）
（略）	（略）

⑵～⑷　（略）

⑸　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋓　（略）

イ　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意　（略）

ウ　（略）

３～５　（略）

	について農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。） コ　（略）
（略）	（略）

⑵～⑷　（略）

⑸　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋓　（略）

イ　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意　（略）

ウ　（略）

３～５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。